

第1 平成18年度予算の概要

1 予算編成方針

- (1) 我が国の経済は、「失われた10年」と呼ばれる長い停滞から脱しつつあり、企業業績の回復が雇用や所得の改善へとつながり、個人消費や設備投資を中心とした景気回復の足取りが一層確かなものとなっている。京都を取り巻く景気動向も上向きとなり、原油高による先行き懸念はあるものの、明るい兆しが見えてきている。

このような状況の下、政府は、将来世代に責任が持てる財政を確立する必要があることから、2010年代初頭における国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化を目指し、従来の歳出改革路線を堅持・強化することを基本に平成18年度予算を編成した。

また、地方財政に関しては、国の歳出予算と歩みを一にして見直すこととされ、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制、地方単独事業費の縮減などの措置が講じられている。地方交付税及び臨時財政対策債については、地方財政計画の規模が厳しく抑制されたことに加えて、地方税収に伸びが見込めることから、大幅に削減された。これは、他の指定都市に比べて地方交付税等により多くを依存する本市財政にとっては、厳しい内容と言わざるを得ない。

三位一体の改革については、昨年末に、4兆円を上回る国庫補助負担金改革と、それに伴う3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲が実現した。真の地方分権を推進するための必須条件であった税源移譲が実現したことは評価できる。しかしながら、この国庫補助負担金改革の内容は、単なる補助率の引下げが中心であり、地方の自由度の拡大につながらないばかりか、税源移譲についても、我が国の総人口の6分の1が居住する政令指定都市に対する特別の配慮はなされておらず、不満の残る内容と言わざるを得ない。今後の第2期改革においては、地方の自主性・自立性を高める国庫補助負担金改革と消費税等の都市的税目による税源移譲を行うことにより、地方財政、とりわけ大都市財政の自立を図り、地域主権の確立を実現できるよう努める必要がある。

(2) 平成 18 年度の本市の財政状況は、市税や地方交付税等の一般財源等収入に伸びが見込めない一方、児童手当をはじめとする義務的経費が増加し、財源不足額は平成 17 年度に比べ拡大する見込みとなっていた。このため、平成 18 年度の予算編成に当たっては、引き続き財政非常事態の下にあって、財政健全化の道筋を一層確かなものとし、そのうえで必要な政策を着実に推進することが重要であった。また、これに加えて、障害者自立支援法の施行に伴う応益負担の導入などに対して適切に対処することも重要な課題であった。

(3) 財政の健全化については、引き続き、戦略的予算編成システムにより予算を編成し、市政改革実行プラン及び財政健全化プランに掲げる取組を全庁を挙げて強力に推進することとした。具体的には、事務事業評価制度を活用した政策の「選択と集中」の徹底や職員定数の純減等による総人件費の抑制、地下鉄東西線建設工事の大幅なコスト縮減などによる歳出改革に努める一方、政令指定都市中第 2 位である市税徴収率のさらなる向上と保有資産の有効活用を進め、歳入の確保を図った。こうした聖域のない徹底した行財政改革の断行により、平成 17 年度を凌ぐ 96 億円もの財源を確保し、財源不足額も、財政健全化プラン策定時における見込額の半分となる 226 億円にまで圧縮することができた。また、市債発行額についても、平成 17 年度の発行額を下回る額にとどめるとともに、プライマリーバランスも引き続き黒字を確保しており、財政健全化への道筋を一層確かなものとする事ができたと考えている。

なお、不足する 226 億円については、財政健全化プランに掲げたとおり、発行要件が緩和された退職手当債の活用などによる臨時巨額の財政負担の平準化と従来の財政健全化債に替わる行政改革推進債の活用、公債償還基金からの借入といった特別の財源対策により補てんしている。

(4) 政策の推進のため、局裁量枠の圧縮により捻出した貴重な 40 億円もの財源を配分した政策重点化枠については、政策評価などの結果を踏まえて策定した政策重点化方針に基づき、限られた財源をこの方針に掲げる 6 つの重点分野に思い切って配分した。

この結果、平成 18 年度予算においては、行財政の改革を断行しつつ、基本計画第 2 次推進プランに掲げる政策を中心に、154 項目の新規政策を予算化しており、将来の京都発展に向けて、メリハリの利いた予算が編成できた。

- (5) 市民の負担への配慮については、障害者自立支援法の施行に伴う障害福祉サービス等の利用料の1割負担の導入に対して、障害福祉サービスと自立支援医療等を重複して利用した際の利用料負担を軽減する総合上限制度の創設や、利用者負担の上限額を原則として国の2分の1に軽減するなどの、低所得者を対象とした、本市独自のいわば「京都方式」の負担軽減策を3年間の暫定措置として実施することとした。

なお、本年1月の地下鉄運賃の改定に際しては、利用者負担の緩和のため、運賃改定率を当初計画から抑制している。これにより生じる減収額については、小学生、中学生及び高校生の通学定期券運賃の1年間の据置措置による減収額を含め、交通局に対し一般会計による財政支援を講じている。

- (6) このように、平成18年度予算は、基本計画第2次推進プランを着実に推進するとともに、市民の負担に対しても適切な配慮をした予算として編成することができた。また、財政の健全化についても、安定的で持続可能な財政の確立に向けて更に前進している。

しかしながら、財源不足額はなお226億円もの多額に上っていることに加えて、地方交付税改革の動向をはじめ地方財政を取り巻く状況は依然として不透明である。このため、「立ち止まることのない改革への挑戦」を大胆に進め、引き続き、国や他都市に先んじた、全国でもトップレベルの行財政改革を不退転の決意で断行する。